

八頭町長 吉 田 英 人 様

八頭町監査委員 丸 山 長 智

八頭町監査委員 坂 根 實 豊

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定に基づきその結果を次のとおり報告する。

記

1. 監査の種別 定期監査

監査の期日	監査の対象	監査の範囲
平成30年11月20日(火)	保健課、総務課、農業委員会事務局、建設課、福祉課、議会事務局	平成30年4月1日から同年9月30日までに執行された財務に関する事務の執行状況
平成30年11月22日(木)	教育委員会事務局、地籍調査課、地方創生室、企画課、産業観光課	
平成30年11月28日(水)	男女共同参画センター、税務課、上下水道課、町民課、人権推進課	

2. 監査の方法

監査に当たっては、財務に関する事務が法令に基づいて適正かつ効率的に執行されているかに主眼をおき、提出を求めた監査資料を検討し内容を審査したほか、各担当課長等より説明を聴取して実施した。

### 3. 監査資料

「様式1 職員現況表・事務分掌表」、「様式2-1 平成30年度予算執行状況（歳入）」、「様式2-2 平成30年度予算執行状況（歳出）」、「様式3 平成30年度予算の充用・流用措置状況表」、「様式4 平成30年度国・県からの補助金等の歳入状況表」、「様式5 平成30年度補助金・交付金及び負担金の交付状況表」、「様式6 平成30年度工事執行状況表（工事請負金額300万円以上）」、「様式7-1 平成30年度事務事業委託契約状況表」、「様式7-2 平成30年度施設・設備等管理（保守管理）委託契約状況表」、「様式8 平成30年度賃貸借契約状況」、「様式9 平成30年度主要施策の執行状況表」、「様式10 平成30年度町税等の収入状況」、「自動車管理状況」等の提出を求めた。

### 4. 監査の結果

次のとおり適正な事務処理がされており、指摘事項に該当するようなものは認められなかった。

なお、軽微な不備事項については、それぞれ監査の過程において触れたので省略する。

#### 【監査の事項別結果】

##### 1. 予算の執行状況

予算は、目的に従って適正に執行されているものと認められた。

##### 2. 事務処理状況

(1) 収入事務について提出資料を審査した結果、適正な事務処理がされているものと認められた。

(2) 支出事務について提出資料を審査した結果、適正な事務処理がされているものと認められた。

##### 3. 補助金・交付金及び負担金の交付状況

適正な事務処理がされているものと認められた。

##### 4. 工事執行状況

適正な事務処理がされているものと認められた。

##### 5. 事務事業委託契約状況

適正な事務処理がされているものと認められた。

##### 6. 施設・設備（保全管理）委託契約状況

適正な事務処理がされているものと認められた。

7. 賃貸借契約状況

賃貸借契約については、町としての取扱基準が定められていないことから、賃貸料の算定方法などが統一されていない状況が認められた。現在、統一基準を策定している段階であるとのことであり、基準策定後は全ての案件について見直しのうえ、不適切なものは是正されたい。

8. 主要施策の執行状況

適正な事務処理がされているものと認められた。

9. 町税等の収入状況

適正な事務処理がされているものと認められた。

10. 自動車の管理状況

適正な事務処理がされているものと認められた。

**【監査意見】**

○税務課

町民税の徴収率をみると、前年同期 48.8%から 47.1%と 1.7 ポイント低下している。また、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の徴収率をみると、前年同期に比べそれぞれ 0.1%、1.1%、1.6%と改善しているが、引き続き町税等の徴収率アップを継続し収入未済金の減額に努められたい。

○人権推進課

平成33年度末に 112,263 千円という多額の滞納額が見込まれる住宅資金の償還金等については、新たな収納未済額を発生させないよう収納可能なものについては全力で対応されたい。